

出席停止について

下記の病気は、学校保健安全法により出席停止の取り扱いをすることになっています。それには**医師の確認が必要**です。様式は問いませんので、医師の診断書、もしくは証明書等を、学校にご提出ください。

なお本校では、独自の証明書を用意していますが、その扱いは医療機関によって異なりますのでご留意ください。

出席停止扱いになる病気		
	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がコ ロナウイルス属SARSコロナウ イルスであるものに限る）	治癒するまで *左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規 定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」 及び「新感染症」は、第1種とみなす。
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 （条件・病状により、溶連菌感染症、 手足口病、マイコプラズマ感染症など）	感染のおそれなくなるまで